



## 様式第3号(第3条関係)

許可第 66 号  
令和 4 年 3 月 28 日

群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号

トネリサイクルシステム 株式会社

代表取締役 川原 和哉 様

本庄市長 吉田信解  
一般廃棄物処理業許可証

令和4年3月4日付けで申請のあった件について、本庄市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可、手数料等に関する条例第2条の規定により、下記のとおり許可します。

## 記

許可内容	ごみの収集・運搬(積替・保管を除く)
許可期間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日までの間
許可条件	本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。
事業所の所在地及び名称	群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号 トネリサイクルシステム 株式会社
収集運搬又は処分方法	ごみの運搬先 児玉郡市広域市町村圏組合立 小山川クリーンセンター 本庄市東五十子151-1
作業区域	本庄市全域

## 教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、本庄市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において本庄市を代表する者は、本庄市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。